

平成28年9月15日

健康福祉部
地域医療推進室 寺西
tel 076-225-1407
(内線 4102)

「石川県緊急医師確保修学資金」貸与者の募集について

1. 趣旨

石川県では、県内の医師不足の状況に鑑み、本県の地域医療を担う医師を志す方であって、平成28年度に金沢大学医薬保健学域医学類の特別枠に合格し、平成29年度に同学類に入学する方に対して、修学資金を貸与する。

今回、本県への愛着と地域医療に貢献する強い意思を持つ上記修学資金の貸与者を募集する。

2. 申請期間

平成28年10月3日（月）～10月31日（月）

3. 申請対象者（下記①、②のいずれにも該当する者）

- ① 平成28年度に行われる金沢大学医薬保健学域医学類特別枠の受験を予定している者
- ② 大学卒業後、医師の不足している地域を中心に知事が指定する医療機関において、医師として業務に常時従事するなど、県の地域医療に貢献する強い意思を持っている者

4. 貸与人数

10人

5. 貸与額

年額240万円（月額20万円） ※6年間で総額1,440万円

6. 貸与期間

6年間（大学入学から卒業まで）

※内容等、詳細は別添のとおり

平成29年度

石川県緊急医師確保修学資金 募集要項

石川県では、本県の地域医療を担う医師を志す方であって、平成28年度に金沢大学医薬保健学域医学類の特別枠に合格し、平成29年度に同学類に入学する方に対して、修学資金を貸与します。

この修学資金は、大学卒業後9年間(2年間の臨床研修を含む)、医師の不足している地域を中心に石川県知事が指定する石川県内の公立病院等に勤務した場合には、返還が免除されます。

なお、上記の特別枠への出願に際しては、石川県に修学資金の貸与の申請を行い、選考の結果送付された推薦書を金沢大学に提出する必要があります。

石川県への愛着と地域医療に貢献する強い意思を持っている方を募集します。

貸与人数 10人(定員)

貸与額 年額240万円(月額20万円) ※6年間で総額1,440万円

貸与期間 6年間(大学入学から卒業まで)

申請及び選考

1 申請対象者((1)、(2)のいずれにも該当する者)

(1)平成28年度に行われる金沢大学医薬保健学域医学類の特別枠の受験を予定している者

(参考)「平成29年度金沢大学入学者選抜に関する要項」における推薦入試Ⅱの医薬保健学域医学類特別枠(抜粋)

○推薦要件(以下の1から3のすべての条件を満たす者)

1. 高等学校若しくは中等教育学校を平成29年3月に卒業見込みの者で、平成29年度大学入学者選抜大学入試センター試験で課す教科・科目を受験するもの
2. 出身学校長が発行する調査書の学習成績概評がA段階以上(評定平均4.3以上)に該当する者で、かつ、出身学校長が人物・能力等について責任を持って推薦できるもの
3. 合格した場合、入学することを確約できる者

○その他

出身高校の所在地に関わらず、石川県の地域医療に貢献する強い意思を持ち、石川県知事からの推薦があり、入学後は、石川県の修学資金の貸与を受ける者を対象とします。また、卒業後は、指定された臨床研修病院で臨床研修を行った後、石川県知事が貸与生ごとに指定する石川県内の医療機関において、7年間診療に従事することになります。

(2)大学卒業後、石川県知事が指定する医療機関において、医師として業務に常時従事するなど、石川県の地域医療に貢献する強い意思を持っている者

2 申請期間 平成28年10月3日(月)～10月31日(月)(必着)

3 申請方法

修学資金の貸与を受けようとする者は、次の書類を石川県健康福祉部地域医療推進室に郵送又は持参により提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留で郵送してください。持参の場合は、午前8時30分から午後5時45分までの受付となります(土日・祝日を除く)。

また、封筒に「石川県緊急医師確保修学資金貸与申請書在中」と明記してください。

[提出書類]

- (1) 緊急医師確保修学資金貸与申請書(別記様式第1号)
- (2) 在学する高等学校(中等教育学校を含む。)の校長が作成し、かつ、厳封した推薦調書(別記様式第2号)
- (3) 在学する高等学校(中等教育学校を含む。)の校長が作成し、かつ、厳封した調査書(「平成29年度大学入学者選抜実施要項」(H28.5.31 28 文科高第266号 文部科学省高等教育局長通知)別紙様式)
- (4) 申請者の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書
- (5) 写真1枚(縦4cm×横3cmの大きさとし、上半身脱帽正面向きで3ヶ月以内に単身撮影したもの。裏面に申請者の氏名を記載すること)
- (6) 面接票送付用の返信用封筒1枚(長形3号(23.5cm×12cm)の封筒に、申請者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、672円切手(簡易書留速達料金)を貼ったもの)

(注)申請には、2人の連帯保証人(独立の生計を営む成人)を立てる必要があります。また、申請者が未成年者の場合、2人のうち1人は、申請者の法定代理人(父母等)でなければなりません。

4 選考方法

面接及び提出された書類により総合的に判断し、選考します。

(1) 面接の期日及び場所

- 期 日 平成28年11月26日(土)
- 場 所 石川県文教会館(石川県金沢市尾山町10番5号)

(2) 面接票の送付

- 面接の時間等を記載した「面接票」を後日送付します。
- 面接票が平成28年11月21日(月)までに到着しない場合は、石川県健康福祉部地域医療推進室まで連絡してください。

5 結果通知

選考結果は、平成28年11月下旬から12月初旬に貸与申請者全員に通知します。修学資金を貸与することが適当であると認めた方には、石川県から「貸与予定通知書」を送付します。

また、修学資金を貸与することが適当でないと認めた方には、「貸与不承認通知書」を送付します。

(注)平成28年度に行われる金沢大学医薬保健学域医学類の特別枠に合格しなかった方又は合格したが、平成29年度に同学類に入学しなかった方については、原則として修学資金の貸与は行いません。

6 「推薦書」について

「貸与予定通知書」に併せて「推薦書」を送付します。平成28年度に行われる金沢大学医薬保健学域医学類の特別枠に出願する際に、この「推薦書」を金沢大学に提出する必要があります。

※特別枠については、金沢大学が作成する募集要項をご確認ください。

[問い合わせ先] 金沢大学宝町地区事務部学生課医学学務係

〒920-8640 石川県金沢市宝町13番1号

電話 (076)265-2125～2127

貸与の決定等について

1 貸与の決定

- (1)平成28年度に金沢大学医薬保健学域医学類の特別枠に合格した方は、石川県健康福祉部地域医療推進室に報告しなければなりません。(申請書類の提出・問い合わせ先までお電話下さい。)
- (2)平成29年度に金沢大学医薬保健学域医学類の特別枠に入学した方は、「入学届出書(合格者に送付)」及び大学の発行する「在学証明書」を石川県健康福祉部地域医療推進室に提出しなければなりません。
- (3)「入学届出書」の提出後、石川県から「貸与決定通知書」を送付し、その後、貸与契約によって修学資金を貸与します。

2 貸与方法

申請により毎月払い(月末)又は年一括払い(5月頃)とします。

3 修学資金の返還の債務が免除となる場合

(1)全額免除となる場合

修学資金の貸与を受けた方が、次のいずれかに該当することとなったときは、返還の債務が全額免除となります。

- ①医師となり、引き続き金沢大学附属病院が行う臨床研修(県内の協力型臨床研修病院又は研修協力施設を含む。)を受け、修了後、地域医療の状況を踏まえ、指定医療機関のうち知事が指定する医療機関で引き続き医師として業務に常時従事した場合において、臨床研修及び知事が指定する医療機関で業務に常時従事した期間が、修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間(9年間)に達したとき。
- ②臨床研修又は知事が指定する医療機関での業務上の理由による死亡、又は業務に起因する心身の故障により業務の継続が不可能となったとき。

[指定医療機関]

加賀市医療センター、小松市民病院、能美市立病院、
公立松任石川中央病院、公立つるぎ病院、金沢市立病院、河北中央病院、
志雄病院、公立羽咋病院、公立能登総合病院、町立富来病院、
公立穴水総合病院、公立宇出津総合病院、市立輪島病院、珠洲市総合病院、
石川県立中央病院、石川県立高松病院、金沢大学附属病院、金沢医科大学病院、
独立行政法人国立病院機構金沢医療センター

- ※ 金沢大学附属病院、金沢医科大学病院及び独立行政法人国立病院機構金沢医療センターについては、当該機関で後期研修を受ける場合に限り、指定医療機関とします。
- ※ 診療科の指定はありませんが、指定医療機関が必要とする診療科で従事していた場合があります。

(2) 全部又は一部が免除となる場合

修学資金の貸与を受けた方が、臨床研修又は知事が指定する医療機関で医師として業務に常時従事している間に、災害、疾病その他やむを得ない理由により、修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間(9年間)医師として業務に常時従事できなくなったときは、返還の債務の全部又は一部を免除することがあります。

4 修学資金を返還しなければならない場合

次に該当することとなったときは、貸与を受けた修学資金の額に利息(年10%の割合で計算)を加えた額を、一括して返還しなければなりません。

※修学資金の貸与を受けた方が、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年15%の割合で計算した遅延利息金を支払わなければならないこととなります。

(1) 修学資金の貸与を受けている者

- ① 大学を退学したとき
- ② 心身の故障のため、修学の見込みがなくなると認められるとき
- ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- ⑤ 死亡したとき
- ⑥ 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

(2) 修学資金の貸与を受けた者

- ① 修学資金の返還の債務の全額免除となる場合に該当する見込みがなくなると認められるとき
- ② 死亡したとき
- ③ 大学卒業後、2年以内に医師免許を取得しなかったとき
- ④ 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

5 修学資金の返還の債務の履行が猶予される場合

修学資金の貸与を受けた方が、災害、疾病、その他やむを得ない理由により、修学資

金の返還の債務の履行が困難であると認められるときは、返還の債務の履行の猶予を受けることができます。

6 その他

(1) 次に該当することとなったときは、「届出書」を提出しなければなりません。

① 修学資金の貸与を受けている者

ア 氏名又は住所を変更したとき

イ 退学したとき

ウ 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき

エ 休学し、又は停学の処分を受けたとき

オ 復学したとき

カ 進級しなかったことにより、同一の学年の課程を再度履修することとなったとき

キ カに該当する者が進級の決定を受けたとき

ク 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき

ケ 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は連帯保証人が死亡し、若しくは連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき

② 修学資金の貸与を受けた者で、修学資金の返還の債務が消滅していない者

ア 上記①のア～キ又はケに該当するとき

イ 金沢大学医薬保健学域医学類を卒業したとき

ウ 医師免許を取得したとき

エ 臨床研修を開始し、中止し、若しくは修了し、又は休止し、若しくは再開したとき

オ 臨床研修修了後、知事が指定する医療機関における医師として引き続き業務に常時従事したとき、又は従事しなくなったとき

③ 連帯保証人は、修学資金の貸与の決定を受けた方が死亡したときは、速やかに「死亡届」を提出しなければなりません。

(2) 修学資金の貸与を受けている方は、毎学年度の4月15日までに「在学証明書」を提出しなければなりません。

(3) 修学資金の交付を受けた方は、最後の交付を受けた日から7日以内に「借用証書」を提出しなければなりません。また、毎年4月1日現在の就業等の状況を「現況届」により、4月15日までに届け出なければなりません。

(注) 修学資金は、石川県緊急医師確保修学資金貸与条例及び同施行規則の定めによります。

申請書類の提出先・問い合わせ先

石川県健康福祉部地域医療推進室

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

電話 (076)225-1449 FAX (076)225-1434